

加古川流域委員会 設立準備会議ニュース No.2

ニュースレターの内容

- ◎ 加古川流域委員会 第二回設立準備会議の内容
 - 第一回設立準備会議の概要について
 - 加古川流域委員会の規約について
 - 委員会のスケジュールについて
- ◎ その他（国土交通省姫路河川国道事務所からのお知らせ）



第二回設立準備会議（加古川プラザホテルにて）

「加古川流域委員会」は、加古川において今後20～30年間に行う具体的な河川整備計画の案（「加古川河川整備計画案」）の策定にあたり、学識経験等を有する方の意見を聴くために設置します。

「加古川流域委員会 設立準備会議」は、姫路河川国道事務所が流域委員会発足のための準備として、流域委員会の「委員構成」「運営のあり方」等審議し、その結果を姫路河川国道事務所長に提言していただくものです。

姫路河川国道事務所ホームページにアクセス！



「加古川流域委員会 設立準備会議」に関する情報は、姫路河川国道事務所ホームページでも紹介しています。是非、ご覧ください！

<http://www.himeji.kkr.mlit.go.jp/index.shtml>

加古川流域委員会 第二回設立準備会議の内容

加古川流域委員会 第二回設立準備会議が、平成 20 年 3 月 26 日（水）（10 時～12 時）に加古川プラザホテルにて開催されました。

第一回設立準備会議の概要について

はじめに河川管理者より、設立準備会構成委員の紹介等が行われた後、第一回設立準備会議（平成 20 年 2 月 27 日実施）で審議された結果の概要について説明を行いました。

加古川流域委員会の規約について

流域委員会規約案について、第一回設立準備会議からの修正点の説明を河川管理者より行いました。その後、兵庫県立大学教授 中瀬議長の進行により「加古川流域委員会の規約案」に関する審議が行われました。審議結果の要点は以下のとおりです。

- 規約案について以下の質問があり、河川管理者より回答がありました。

- 規約の施行期間はいつからになりますか。
→第一回流域委員会の開催日からとなります。

- 加古川流域委員会の規約案について審議した結果、満場一致で承認をいただきました。承認された加古川流域委員会の規約を以下に示します。

〈加古川流域委員会規約〉

（趣旨）

第1条 本規約は、「加古川流域委員会」（以下「委員会」という）の設置について、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 委員会は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第十六条の二第 3 項に規定する趣旨にもとづき、近畿地方整備局長（以下「整備局長」という。）が設置し、加古川河川整備計画（直轄管理区間）の策定にあたり、河川整備計画の原案並びに関係住民意見の反映のあり方について意見を述べることを目的とする。

（組織等）

第3条 委員会の委員は 20 名以内で構成し、加古川水系に関し学識経験等を有する方の中から整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は、河川整備計画策定をもって満了とする。
3. 委員の追加について、必要と認める場合には、委員会に諮り整備局長に要請ができる。
4. 委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、分科会を設置することができる。なお、分科会の委員及び運営については、委員会でこれを定める。

(委員長)

第4条 委員会には委員長等を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(議事等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2. 委員会は、委員総数の 2/3 以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
3. 委員会は、出席委員の過半数をもって意思決定を行う。
なお、少数意見があればこれを付す。
4. 原則として河川管理者は、委員から意見を求められたとき、又は、委員長の許可を得て説明や意見の表明を行うことができる。
5. 委員会は必要に応じて専門的な知識を有する方に意見を聴くことができる。
6. 委員長は、必要に応じて一般傍聴者にも発言の機会を与える。

(情報公開)

第6条 委員会及び委員会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める。

2. 河川管理者は、前項で定められた内容について協力する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、近畿地方整備局が委託した民間企業が、委員長の指示を受けて以下の業務を行う。

1. 会議資料（案）の作成
2. 議事録（案）の作成
3. 会議内容の取りまとめ及び公表資料（案）の作成
4. その他

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の 2/3 以上の同意を得てこれを行う。

(雑 則)

第9条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期間)

この規約は、平成20年 月 日から施行する。

委員会のスケジュールについて

河川管理者より、加古川流域委員会のスケジュールについて説明がありました。

○ 委員より以下の質問があり、河川管理者より回答がありました。

- 1年間で完結する予定になっていますが、整備計画を策定することは可能でしょうか。
→平成9年より整備計画に向けた議論を行っており、策定のための下準備は出来ておりまして、「おおよそ1年間」を目標に設定しました。
- 加古川の歴史や特徴などについては、誰かに説明して頂けるのでしょうか。
→加古川の歴史や特徴などの資料が姫路河川国道事務所にあるため、基本的にはそれらを整理したいと考えています。また委員の中にはそれらに詳しい方もいらっしゃるため、その都度アドバイスを頂きながら紹介したいと考えています。

その他（国土交通省姫路河川国道事務所からのお知らせ）

国土交通省姫路河川国道事務所より以下に示すお知らせがありました。

- ナガボテンツキの移植プロジェクトについて（平成20年3月8日実施）
- 地域住民の方と連携した加古川の「元気いっぱい加古川 初夏の一斉点検」について
- 神戸大学、明石高専と連携した「河道内の樹林化対策」について

委員より多数の意見・要望・質問がありました。また、多数の委員より質問に対するご意見、回答をいただきました。

河川管理者からも意見・要望・質問に対して回答がありました。

加古川流域委員会 設立準備会議ニュース No.2

2008年6月26日発行

【編集・発行】 加古川流域委員会設立準備会議

【問い合わせ先】 加古川流域委員会設立準備会議 事務局



国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 調査第一課

TEL(079)-282-8211 FAX(079)-222-5843

担当：福井、吉村

ホームページアドレス <http://www.himeji.kkr.mlit.go.jp/index.shtml>